

1月3日付「鯨の保護は33年間継続中」について

貴紙の社説は、非常に重要な事実をいくつか見落としており、また、海洋生物資源の保存に対する日本のコミットメントを軽視している。

日本の捕鯨が沿岸海域に限られるという点については正しく指摘されているが、その際、鯨の捕獲枠は、IWCで認められた方法を用いて、捕獲対象種の持続可能性に悪影響を与えない水準に設定されるという事実への言及がない。日本はまた、絶滅に瀕している鯨種の捕獲を禁じている。

日本はいまだかつてIWC加盟国として「ならず者」であったことはない。IWCは、1946年の創設以来、調査目的の捕鯨を認めている。日本はまた、1986年の商業捕鯨モラトリアムを遵守してきた。それが1990年までの見直しを義務づけられながら実際には見直されていないにもかかわらず。

文化の多様性の相互尊重という価値は、世界的に認められたものである。日本の捕鯨の伝統—貴紙が指摘するような「消滅しつつある慣習」ではない—は、適切な敬意を払われるべきものである。

千葉明

ロサンゼルス在住

著者は在ロサンゼルス日本国総領事である。